

「会社法施行規則案」等に関する意見募集結果

第1 意見数

164件

第2 意見の概要

意見は、主なものの要旨のみを取り上げている。

1 全体又は複数の省令案にまたがる事項

(1) 構成関係

会社法に基づく法務省令の構成に関して、会社法の法務省令委任事項の全部を網羅する会社法施行規則に加えて特定の分野に関する省令事項をまとめた枝省令を8本制定するという方式を採ることについては、個別省令を設けずに1つの省令にまとめるべきである、可能な限りまとめるべきである、整理統合すべきものが少なくないとする意見等が寄せられた。

(2) 株主に送付する書面等関係

事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、注記表及び連結計算書類の全部につき、ウェブサイトで開示することにより、書面による提供に代えることができるようにすべきであるとする意見等が寄せられた。

(3) 社外役員に関する開示関係

事業報告及び株主総会参考書類における社外役員に関する開示事項に関して、社外役員のみを区別すべきではないとする意見、開示事項が詳細に過ぎるので重要なものに限定すべきであるとする意見、他社における不祥事に関する事項や社外役員の親族に関する事項などは会社において把握することが困難であるとする意見等が寄せられた。

2 会社法施行規則案

(1) 親会社及び子会社の定義（3条，4条）

親会社及び子会社の定義として、現行の財務諸表等規則8条4項の内容とほぼ同一の実質基準を用いることについては、形式基準を部分的に維持すべきであるとする意見、会社法135条との関係での親会社の定義の特則を置くなどして、同条の親会社には外国会社の財務及び事業の方針の決定を支配しているケースを含めるようにすべきであるとする意見、4条について一律に投資目的会社を除外すべきではないとする意見等が寄せられた。

(2) 株式会社に損害を与えるおそれのない設立費用（14条）

登記申請代理人に支払うべき報酬を加えるべきであるとする意見、定款の印紙税も加えるべきであるとする意見、創立総会の決議で定められた費用を掲げることは相当でないとする意見等が寄せられた。

(3) 単元数（35条）

単元株式数を定めるにあたっての制限に関して、現行法と同様に、1000株という株式数基準に加えて発行済株式総数の200分の1という割合基準を維持すべ

きであるとする意見が寄せられた。

(4) 補欠役員（５９条）

定款で別段の定めをすることにより補欠役員の選任決議の効力を延長することができることに関して、当該定款の別段の定め許容範囲を明示すべきであるとする意見、補欠役員の就任前の選任決議の取消しは総会決議による場合に限定すべきであるとする意見等が寄せられた。

(5) 事業報告（７６条から８１条まで）

社外役員に関する事項についての前記の意見のほか、公開会社一般について開示すべき事項の特則を設けていることに関して、適用対象から公開小会社を除外し、あるいは、上場会社や有価証券報告書提出会社に限定すべきであるとする意見、役員報酬については個別開示を義務づけるべきであるとする意見、開示すべき事項が詳細に過ぎる、あるいは、開示すべき事項に関する規定が不明確であるとする意見、会計監査人に関する開示事項に関して、会計監査人に就職してからの年数及び過去の業務停止処分に係る事項については、開示範囲を限定し、あるいは、開示事項から削るべきであるとする意見、その他個別の開示事項に関する意見等が寄せられた。

(6) 責任追及等の訴えの提起の請求方法（１２４条）

株主が責任追及等の訴えの提起を請求する方法として、民事訴訟規則５３条１項に規定する事項を明らかにして行わなければならないこととすることに関して、民事訴訟法１３２条の２第３項にならって「提起しようとする訴えに係る請求の要旨及び紛争の要点」にすべきであるとする意見、より簡易な記載で足りることとすべきであるとする意見等が寄せられた。

(7) 不提訴理由の通知の方法

不提訴理由の通知において明らかにすべき事項を列挙し、その１つとして、調査において調べた証拠を明らかにすべきこととすることに関して、証拠まで明らかにする必要はなく、あるいは、重要な証拠に限定すべきであるとする意見、通知事項として「提訴理由が不適法の場合には、その旨及びその理由」を加えるべきであるとする意見等が寄せられた。

3 株主総会等に関する法務省令案関係

(1) 株主総会等を招集する際に決定すべき事項（３条）

株主総会の招集に関する決定事項に関して、同一の日において定時株主総会を開催する他の株式会社が著しく多い場合におけるその理由の決定に関して、「著しく多い」の概念が不明確である上、招集決定の時点では集中日を把握することができないので削除すべきであるとする意見、「代理人の資格」について取締役会決議により限定することを認めることは現行の学説や実務の取扱いに反するので削除すべきであるとする意見、組織再編行為、資本減少及び自己株式の有償取得については、その議案の概要を決定し、株主に通知するようにすべきであるという意見等が寄せられた。

(2) 書面又は電磁的方法による議決権行使の期限（３条３号、７条、８条）

事前に株式会社が決定することができる議決権行使の期限に関して、例えば、「株

主総会の48時間以内の時」などとの要件を設けるべきであるとする意見が寄せられた。

(3) 株主総会議事録(10条)

現行法と同様に議長及び出席取締役の署名を要求すべきであるという意見等が寄せられた。

(4) 株主総会参考書類(11条から31条まで)

社外役員に関する事項についての前記意見のほか、組織再編行為に関する議案に係る株主総会参考書類には、全ての事前開示事項の内容を記載させるべきであるとする意見、株主提案の場合における記載事項の文字数制限に関して、現行法と同様の400字以内という形式的な基準を維持すべきであるとする意見等が寄せられた。

4 株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案関係

(1) 体制の整備に際しての取締役の責務(3条)

省令に委任された事項であるか否か疑問であるとする意見、1号は、従来から「会社は誰のものか」、「会社法の目的は何か」という深遠な学問論争が繰り広げられてきた重要問題に関わるものであり、このような規定を設けることは相当ではないとする意見、株主の利益が他のステークホルダーに優先するとの誤解を招くおそれがある等の意見等が寄せられた。

(2) 「効率性」(4条から6条まで)

株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として定める事項の具体的な内容として「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」等を規定することに関して、「効率性」については、業務の適正を確保するための内容として含まれるか疑問であり削除すべきであるとする意見等が寄せられた。

(3) 企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制(4条から6条まで)

株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として定める事項の具体的な内容の1つとして、「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定することに関して、自らが子会社の場合にどのような決定を行うのかが不分明であるため、親会社である場合に限定すべきであるとする意見が寄せられた。

(4) 業務の適正を確保するための体制に係る監査(8条)

監査役等は業務報告に記載等された「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」の全ての事項について監査すると規定することに関して、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の監査については、監査役職務の範囲、業務執行の禁止との関係で疑問があるという意見が寄せられた。

5 株式会社の計算に関する法務省令案関係

(1) 会計帳簿(4条)

会計帳簿を電磁的記録をもって作成することができる旨の規定を設けるべきであるとする意見が寄せられた。

(2) 資産及び負債(5条から8条まで)

繰延資産の定義及びその償却期間について明確化すべきであるとする意見のほ

か、個別具体的な規定についての意見等が寄せられた。

(3) 株主資本等の算定方法（9条から29条まで）

そもそも法務省令で定めるべき事項ではないとする意見のほか、負の資産の出資による株式発行を認めるべきではないとする意見、定款に係る印紙税も払込み又は給付をした財産の額に含まないものとするを可能とすべきであるとする意見、募集株式の発行と自己株式の処分とを併せて行う場合、計上すべき資本金の額が過小となり問題であるとする意見、利益性の剰余金や準備金を資本金へ振り替えることができないものとするは相当ではないとする意見等が寄せられた。

(4) 分配可能額の計算方法（112条1号）

貸借対象表に計上された正ののれん及び繰延資産の合計額が資本金及び準備金の合計額を超える場合には超過額の2分の1を分配可能額から控除するという取扱いについては、その他資本剰余金の額を常に上限とするのは相当でないとする意見等が寄せられた。また、持分法損失の取扱いに関しては、連結貸借対照表の剰余金に基づき算定することができるようにすべきであるとする意見、持分法による計算方法が不明確であるとする意見が寄せられた。

その他、分配可能額の計算方法については、会計上の純利益に参入される時価評価益についての配当制限を撤廃することは実現していない利益の配当を認めることとなり相当でないとする意見等が寄せられた。

6 株式会社の監査に関する法務省令案関係

(1) 監査の基本姿勢（3条から7条まで）

そもそも努力義務に係る規定を法務省令で定めるべきではないとする意見等が寄せられた。

(2) 計算書類等の監査期間（13条1項、19条1項、21条1項、26条1項）

監査役等が期限内に監査を終了しない場合には監査を受けたものとみなす旨の規定は削除すべきであるとする意見、監査意見を表明することができない場合の意見差控えに対応する規定も設けるべきであるとする意見等が寄せられた。

(3) 会計監査人の内部統制（20条）

詳細にすぎるので項目を絞り込むべきであるとする意見等が寄せられた。

(4) 計算書類の承認等の特則に関する要件等（27条、28条）

監査委員会の監査報告に各監査委員の不相当意見を付記させるとともに、当該付記があるときは、監査役会の監査報告と同様に、計算書類の承認等の特則に関する要件等を満たさないものとするべきであるとする意見等が寄せられた。

(5) 重点監査項目について

現行商法施行規則と同様に、全ての会社に共通する重点監査項目については、特記事項として明記すべきであるとする意見が寄せられた。

7 株式会社の特別清算に関する法務省令案関係

特別清算に特有の規律に関する特段の意見は寄せられていない。

8 持分会社に関する法務省令案関係

合名会社及び合資会社の計算と合同会社の計算を区別すべきであるとする意見等が寄せられた。

9 組織再編行為に関する法務省令案関係

(1) 組織再編の計算（3条から51条まで）

規定が複雑であるとする意見等が寄せられた。

(2) 対価の内容（58条，59条）

吸収合併等の承認手続において特殊決議を要するものとされる「譲渡制限株式等」の内容に関して，譲渡制限株式に相当する外国株式も取り込めるような規定にすべきであるとする意見，相手方当事会社等の株式に限定すべきではないとする意見，全部取得条項付種類株式も含めるべきであるとする意見等が寄せられた。

また，同手続において総株主同意を要するものとされる「持分等」の内容に関して，持分に相当する外国のパートナーシップや外国の信託受益権等も取り込めるような規定とすべきであるとする意見が寄せられた。

(3) 組織再編行為を行う会社の事前開示事項（53条，55条から57条まで，64条から66条まで，75条から77条まで）

「履行の見込みの有無に関する事項」を「履行の見込みがあること及びその理由」等とすべきであるとする意見，株主総会の会日の前6箇月以内に作成された計算書類等をも事前開示事項に加えるべきであるとする意見等が寄せられた。

10 電子公告に関する法務省令案関係

電子公告調査機関による調査結果通知（7条）に関して，中断が生じた可能性のある時間が全公告期間中に占める割合を記載又は記録事項とすべきであるとする意見が寄せられた。

第3 意見についての考え方

意見及びこれに対する考え方は，主なものの要旨のみを取り上げている。

1 全体又は複数の省令案にまたがる事項

(1) 構成関係

上記の各意見を踏まえて，全体の構成や法務省令に規定すべき事項について再検討して，会社法施行規則，会社計算規則，電子公告規則の3本にまとめるなどの所要の修正をした。

(2) 株主に送付する書面等関係

上記の意見を受けて，株主に送付する事業報告等の書面の一部について，ウェブサイトで開示することにより書面による提供に代えることができる措置を採ることとした。

(3) 社外役員に関する開示関係

上記については，社外役員の法的性格等にかんがみれば社外役員とそれ以外の役員との間で開示事項を一定程度区別することは合理的であることから，原案は相当であるとする。

上記については，開示事項をやや簡略化することとした。

上記については，意見を受けて，会社が把握困難な事項については，会社が知らない場合には開示を義務付けないこととする措置をとることとした。

その他，開示の範囲などについて所要の見直しを行った。

2 会社法施行規則案

(1) 親会社及び子会社の定義（3条，4条）

上記 については，証券取引法との統一的処理・孫会社が存在する場合等における規律の複雑化の危険性等にかんがみ，部分的に形式基準を導入するのは相当でないと考ええる。

上記 については，意見を踏まえて所要の修正をした。

上記 については，証券取引法との統一的処理等の観点から，原案は相当であると考ええる。

(2) 株式会社に損害を与えるおそれのない設立費用（14条）

上記 については，定型的でないものを「株式会社に損害を与えるおそれがない」設立費用に含めるのは難しいことから，原案は相当であると考ええる。

上記 については，意見を踏まえて所要の修正をした。

上記 については，意見を踏まえて所要の修正をした。

(3) 単元株式数（35条）

株式の併合や株主ごとの異なる定めを設けるにあたって割合基準による規制が設けられていないことにかんがみれば，原案は相当であると考ええる。

(4) 補欠役員（59条）

上記 については，選任決議の効力期間についての別段の定めは，実質的に当該補欠役員の選任時を起算点とした任期を上限とするものであり，特段の規定を設ける必要はなく，原案は相当であると考ええる。

上記 については，補欠役員は就任までは役員としての地位を有しておらず，必ずしも現任役員と同様の取扱いを行う必然性はないことから，原案は相当であると考ええる。

(5) 事業報告（76条から81条まで）

上記 については，省令においては，会社法における区分（公開会社であるかどうかに着目した規律の導入，中小会社の区分の廃止）を踏まえた規律を設けており，原案は相当であると考ええる。

上記 については，役員報酬の個別開示については様々な議論があるところであり，現段階で一律に義務づけを行うことは相当ではないと考ええる。

上記 については，意見を踏まえて，開示すべき事項について一定の簡略化，明確化をするなどの所要の修正をした。

上記 及び については，意見を踏まえて，開示すべき事項の範囲を見直すなどの，所要の修正をした。

(6) 責任追及等の訴えの提起の請求方法（124条）

上記 及び については，再検討した結果，民事訴訟規則53条1項が訓示規定にすぎないものとされていることにかんがみ，所要の修正をした。

(7) 不提訴理由の通知の方法

上記 については，意見を踏まえて，所要の修正をした。

上記 については，提訴理由が不適法の場合には，そもそも，通知義務が生じないことから，通知すべき事項に加えることは相当ではないと考ええる。

3 株主総会等に関する法務省令案関係

(1) 株主総会等を招集する際に決定すべき事項（3条）

上記 から までについては、いずれも、意見を踏まえて、所要の修正をした。

(2) 書面又は電磁的方法による議決権行使の期限（3条3号、7条、8条）

上記の意見については、原案では株主に必要な考慮期間を確保しており、相当であるとする。

(3) 株主総会議事録（10条）

上記の意見については、取締役会の議事録と異なり、株主総会の議事録には署名等を行うことによる特別な法的効果が設けられていないことにかんがみれば、必ずしもこれを要求する必要はなく、原案は相当であるとする。

(4) 株主総会参考書類（11条から31条まで）

上記 については、意見を踏まえて、組織再編行為に関する議案に係る株主総会参考書類の記載事項について所要の見直しを行った。

上記 については、会社によって株主数等の事情が異なることにかんがみれば、一律に画一的な形式基準を設けることは適切ではなく、原案は相当であるとする。

4 株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案関係

(1) 体制の整備に際しての取締役の責務（3条）

上記の各意見等を踏まえて、省令案3条の規定等を削除した上で、省令案4条以下の内容を会社法施行規則に統合することとした。

(2) 「効率性」（4条から6条まで）

上記の意見については、「適正」には「効率性」も含まれると考えられることから、原案は相当であるとする。

(3) 企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制（4条から6条まで）

上記の意見については、子会社であっても、自社と親会社との関係に関する自社の方針について決定することは有用であり、原案は相当であるとする。

(4) 業務の適正を確保するための体制に係る監査（8条）

上記の意見を踏まえて、監査役の監査すべき事業報告の内容のうち、業務の適正を確保する体制に関する事項に関し、「監査の範囲に属さないものを除く」との限定を付すこととした。

5 株式会社の計算に関する法務省令案関係

(1) 会計帳簿（4条）

上記の意見を踏まえて、会計帳簿を電磁的記録によっても作成することができる旨の規定を設けることとした。

(2) 資産及び負債（5条から8条まで）

上記 については、繰延資産の種類及びその償却期間については、会計慣行に委ねられるべきものであり、原案は相当であるとする。

上記 については、寄せられた意見を踏まえ、会計慣行との整合性を考慮しながら、所要の修正をした。

(3) 株主資本等の算定方法（9条から29条まで）

上記の法務省令で定めるべき事項ではないとの意見については、会計帳簿の作成

方法は法務省令に委任された事項であること、当該規定はあくまで会社法445条の適用があることを前提に同条の「株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額」を明確化するための規定であることにかんがみれば、原案は相当であると考え

る。
上記 については、株式発行時にマイナスの利益剰余金が生ずることは、あくまで会計帳簿上の表示がマイナスになるだけの問題であるに過ぎないことから、原案は相当であると考え

る。
上記 については、控除が認められる設立費用の内容については、学説及び会計慣行に委ねることとして、所要の修正をした。

上記 については、意見を踏まえて、所要の修正をした。

上記 については、資本と利益の区別は会計慣行上確立した考え方であること、会計帳簿の作成方法は法務省令に委任された事項であることから、原案は相当であると考え

(4) 分配可能額の計算方法（112条1号）

上記ののれん等の取扱いについての意見については、再検討をした上で、所要の修正をした。

持分法損失の取扱いに関する、上記 及び については、算定の基礎となる項目を連結貸借対照表の各項目とした上で、連結配当規制を適用するかどうかについては会社の任意に委ねる取扱いをするなどの所要の修正をした。

分配可能額の計算方法については、会計上純利益に計上するという取扱いなどにかんがみれば、原案は相当であると考え

6 株式会社の監査に関する法務省令案関係

(1) 監査の基本姿勢（3条から7条まで）

上記の意見を踏まえ、法的に意味を有する取締役等との意思疎通に関する規定以外の規定については、全て削除することとした。

(2) 計算書類等の監査期間（13条1項，19条1項，21条1項，26条1項）

上記 については、監査役等が監査を怠った場合であっても次の手続に進めないという結論は相当ではなく、また、監査を受けたものとみなされる場合には不適正意見等があった場合と同じ取扱いがされることにかんがみれば、原案は相当であると考え

る。
上記 については、意見を踏まえて、意見差控えに対応する規定を設けることとした。

(3) 会計監査人の内部統制（20条）

上記の意見を踏まえて、原案のうち、「監査に従事する者の選任その他の人事の方針に関する事項」など、監査法人ではない会計監査人に対しては意味を有しない規定については、これを全て削除し、規定の簡略化を図るなどの所要の修正をした。

(4) 計算書類の承認等の特則に関する要件等（27条，28条）

上記の意見を踏まえて、監査委員会の監査報告に対する各監査委員の意見の付記に関する規定を設けるとともに、一定の付記があるときは、監査役会の監査報告と同様に、計算書類の承認等の特則に関する要件等を満たさないものとする

た。

(5) 重点監査項目について

上記の意見については、実務による監査基準の策定が進んでいる現状や、重点監査項目を特記したがために当該項目のみを監査すれば良いという風潮が生じ、監査の実があがらないこととなる危険性等にかんがみれば、当該項目を列挙しないこととする原案は相当であると考え。

7 株式会社の特別清算に関する法務省令案関係

会社法施行規則及び会社計算規則の修正内容を踏まえ、所要の修正した。

8 持分会社に関する法務省令案関係

上記の意見については、合同会社に特有の規律に由来するもの以外の点において、持分会社間で作成すべき計算書類についての差異を設けるべきではないことから、原案は相当であると考え。

9 組織再編行為に関する法務省令案関係

(1) 組織再編の計算（3条から51条まで）

上記の意見については、会計慣行との整合性を考慮すると、相当程度複雑な規定にならざるを得ないものの、意見を踏まえて、再度、規定を整理した。

(2) 対価の内容（58条，59条）

上記の意見については、「持分等」、「譲渡制限株式等」の内容については、会社法施行後における合併等の対価に係る検討の結果に基づき、必要な見直し等の措置を講ずるものとするのが相当であり、現段階においては原案を維持することとした。

(3) 組織再編行為を行う会社の事前開示事項（53条，55条から57条まで，64条から66条まで，75条から77条まで）

上記については、意見を踏まえて、「履行の見込みに関する事項」と規定ぶりを改めた。

上記については、株主総会の会日の前6箇月以内に作成された計算書類等については、その作成を要求しても監査の対象とならないことや、別途当該計算書類の開示に代わる最終事業年度後の状況変化の開示を要求することとしていることにかんがみれば、原案は相当であると考え。

10 電子公告に関する法務省令案関係

上記の意見については、現在の通知事項から中断期間の割合を算出することが可能であり、あえて当該割合の記載を義務づけるまでの必要性は乏しく、原案は相当であると考え。